

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	不活性ガス系液体窒素蒸発器用加熱蒸気下部元弁と蒸発器間の配管にピンホールの発生が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系廃液サージポンプの出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉隔離時冷却系真空タンクのレベル計に著しい汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	D	
4	3号機	タービン建屋250Vバッテリー室内洗眼用シンクの排水配管接続部に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
5	3号機	原子炉建屋ほう酸水注入系ポンプエリアのドレンファンネル（2箇所中1箇所）に析出したほう酸結晶の詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
6	4号機	高線量区域パトロールを実施した運転員が、タービン建屋地階熱交換器室（高線量区域）の出入口扉の施錠を忘れたため、対応検討	C	
7	4号機	原子炉格納容器内酸素濃度分析用サンプルポンプ（A）より異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）潤滑油系ベントフィルタ及びベント配管用サポート部に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
9	4号機	サービス建屋南側屋外設置の倉庫照明用スイッチの電線管に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
10	4号機	タービン建屋北東側屋外設置の雨水排水配管のサポートに発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
11	5号機	原子炉自動減圧系供給用窒素ガスポンプのヘッダー出口弁前フィルタ下部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	主復水器細管洗浄装置（C2）用ボール回収器への水張り用注水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	集中環境施設	補助ボイラ（B）用ドラムレベル計（2台中、1台）の元弁より水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラ（C）用排ガス分析計に指示値不良が認められたため、当該分析計を点検・修理	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備の混合機投入コンベア（A）用潤滑油補給器に破損が認められたため、当該補給器を点検・修理	D	
16	集中環境施設	補助ボイラ（C）用汽胴レベル計（2台中、1台）より、蒸気のリーク（微量）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
17	その他	水処理設備前処理装置用加圧水ポンプ（C）駆動用電動機の潤滑油シール部より油のリーク（1滴/10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで